て金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日後遅滞なく特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三十三条の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。			
ヘ　事業再編に係る低利・長期資金調達を促進するに当たっての配慮 主務大臣は、認定事業者等に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できなくなることがないよう、経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。	ハ　事業再編に係る低利・長期資金調達を促進するに当たっての配慮 主務大臣は、認定事業再編事業者等に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できなくなることがないよう、経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。		
ト　主務大臣は、事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。	ニ　主務大臣は、事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。		
チ　労働者の理解と協力 法第百三十五条第一項の労働者の理解と協力を得ることとは、当該事業再編又は特別事業再編に係る事業所における労働組合等と必要な合意を成立させること等協議により十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとし、法第二条第十一項第一号イ又はホ（事業の譲渡に限る。）に掲げる措置を行う場合にあっては、協議に当たって行政機関によって策定された関連する指針等を勘案するものとする。	ホ　労働者の理解と協力 法第百三十五条第一項の労働者の理解と協力を得ることとは、当該事業再編又は特定事業再編に係る事業所における労働組合等と必要な合意を成立させること等協議により十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとする。		
リ　主務大臣が法第二十三条第五項又は第二十五条第五項の規定により認定を行うに当たっては、事業再編計画又は特別事業再編計画の申請を行った事業者が次のいずれにも該当しないことを認定の要件とする。 ⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この⑴において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（⑶において「暴力団員等」という。） ⑵　法人であって、その役員のうちに暴力団員等があるもの ⑶　暴力団員等がその事業活動を支配するもの	［新設］		
九　備考 イ　この告示において使用する用語は、法及び産業競争力強化法施行規則（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）において使用する用語の例による。	七　備考 イ　この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。		

第明治三十五種郵便物認可